

57 公益社団法人神奈川県薬剤師会 個人情報取扱規則

公益社団法人神奈川県薬剤師会は、「個人情報の保護に関する法律」の規定に基づき「公益社団法人神奈川県薬剤師会 個人情報取扱規則」を次のように定める。

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人神奈川県薬剤師会（以下「本会」という）が業務遂行上取り扱う個人情報を適切に保護するために必要な基本的事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この規則は、本会の役員、委員（外部委員を含む）及び職員（以下「役員等」という）に対して適用する。また、個人情報を取り扱う業務を外部に委託する場合の委託先等に対しても適用する。

(用語の定義)

第3条 この規則に掲げる用語の意義は次の各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報：会員及び職員等（以下「会員等」という。）の個人を特定することができる情報のすべて
- (2) 役員：法人登記上で定められた役員
- (3) 委員（外部委員を含む）：本会主催の委員会等の構成員であつて、他団体から推薦された者等を含む。
- (4) 職員：本会の業務に従事する者で、正職員のほか契約職員及び臨時職員を含む。
- (5) 情報主体：一定の情報により特定される個人のこと

第2章 個人情報保護方針の策定

(個人情報保護方針の策定)

第4条 本会の会長（以下「会長」という。）は、個人情報の保護・管理に対する姿勢を、会員に示すとともに、県民に公開かつ宣言するため、個人情報保護方針を策定するものとする。

方針の基本事項は次の内容とする。

- (1) 個人情報の適切な収集、利用、提供、委託
- (2) 個人情報の安全管理措置
- (3) 改善措置
- (4) 開示、訂正請求等への対応
- (5) 苦情の処理

(個人情報保護方針の周知)

第5条 会長は、本会の策定した「個人情報保護方針」を会員へ周知し理解させる。

(個人情報保護方針の公開)

第6条 「個人情報保護方針」の公開は、本会会報、本会インターネットホームページ等による。

第3章 個人情報保護管理体制

(個人情報保護管理体制)

第7条 会長は、個人情報の保護・管理を適切に実施するため、個人情報保護管理体制を定め、それぞれの役員等の役割、責任及び権限を明確にしなければならない。

2 前項の個人情報管理体制は、別表1のとおりとする。

第4章 個人情報保護の措置

第1節 個人情報の収集

(収集の原則)

第8条 個人情報の収集は、本会が行う事業の範囲内で利用目的を明確に定め、その目的達成に必要な限度においてのみ行うものとする。

(収集方法の制限)

第9条 個人情報の収集は、適法かつ公正な手段で行わなければならない。

第2節 個人情報の利用

(利用及び提供の原則)

第10条 個人情報の利用及び提供は、情報主体が同意を与えた利用の範囲内で行うものとする。ただし、生命、身体、財産の保護のために必要な場合及び情報主体の同意を得ることが困難であるとき等法令の定めによる場合は、この限りではない。

(目的の範囲外の利用及び提供)

第11条 個人情報の利用及び提供を行う場合は、前条ただし書による場合を除き、事前に情報主体の同意の確認を行わなければならない。

第3節 個人情報の適正管理

(正確性の確保)

第12条 本会は、個人情報については、利用目的に応じ必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

(安全性の確保)

第13条 取得した個人情報に関するリスク（個人情報への不正アクセス、改ざん、破壊、漏えい及び個人情報の紛失等をいう。）に対して、合理的な安全対策が講じられなければならない。

(委託先管理)

第14条 本会が業務を委託するために個人情報を外部へ預託する場合は、個人情報保護が損なわれることのないよう適切な措置を講じなければならない。

第4節 個人情報に関する情報主体の開示、訂正請求等に関する権利

(情報主体の開示)

第15条 情報主体から自己の情報について開示を求められた場合は、合理的な期間内に速やかに対応しなければならない。

(訂正請求等に対する義務)

第16条 開示の結果、誤った情報があり、訂正又は削除を求められた場合は、合理的な期間内に速やかに対応しなければならない。この場合において、訂正又は削除したときは、可能な範囲内でその情報主体に対して通知しなければならない。

第5節 教育・訓練の実施

(教育・訓練の実施)

第17条 個人情報保護責任者は、役員等に資料に基づき教育・訓練を行う。

第6節 個人情報に関する申出及び相談

(申出及び相談)

第18条 本会は、個人情報の取扱いに関する申出及び相談の窓口を設置し、申出等の適正かつ迅速な処理に努める。

2 前項の相談窓口は、事務局管理課内に置く。ただし、申出及び相談の内容が個別事案である場合は、当該個別事案を所管する担当課とする。

第5章 内部監査

(内部監査)

第19条 本会に、個人情報保護の運用及び法令等の遵守について監査する機関を設置する。

2 前項の監査を行う者は、本会の監事とし、監事は必要に応じ個人情報保護取扱いに係る監査ができるものとする。

第6章 神奈川県薬剤師会が保有する個人データ及び利用目的

(本会の個人情報及び利用の目的と範囲)

第20条 本会が保有する個人情報及びその利用の目的と範囲は、概ね別表2のとおりとする。

第7章 各種窓口

(開示・訂正等請求窓口)

第21条 開示・訂正等請求窓口は、当該情報を保有する本会機関及び事務局各課とする。

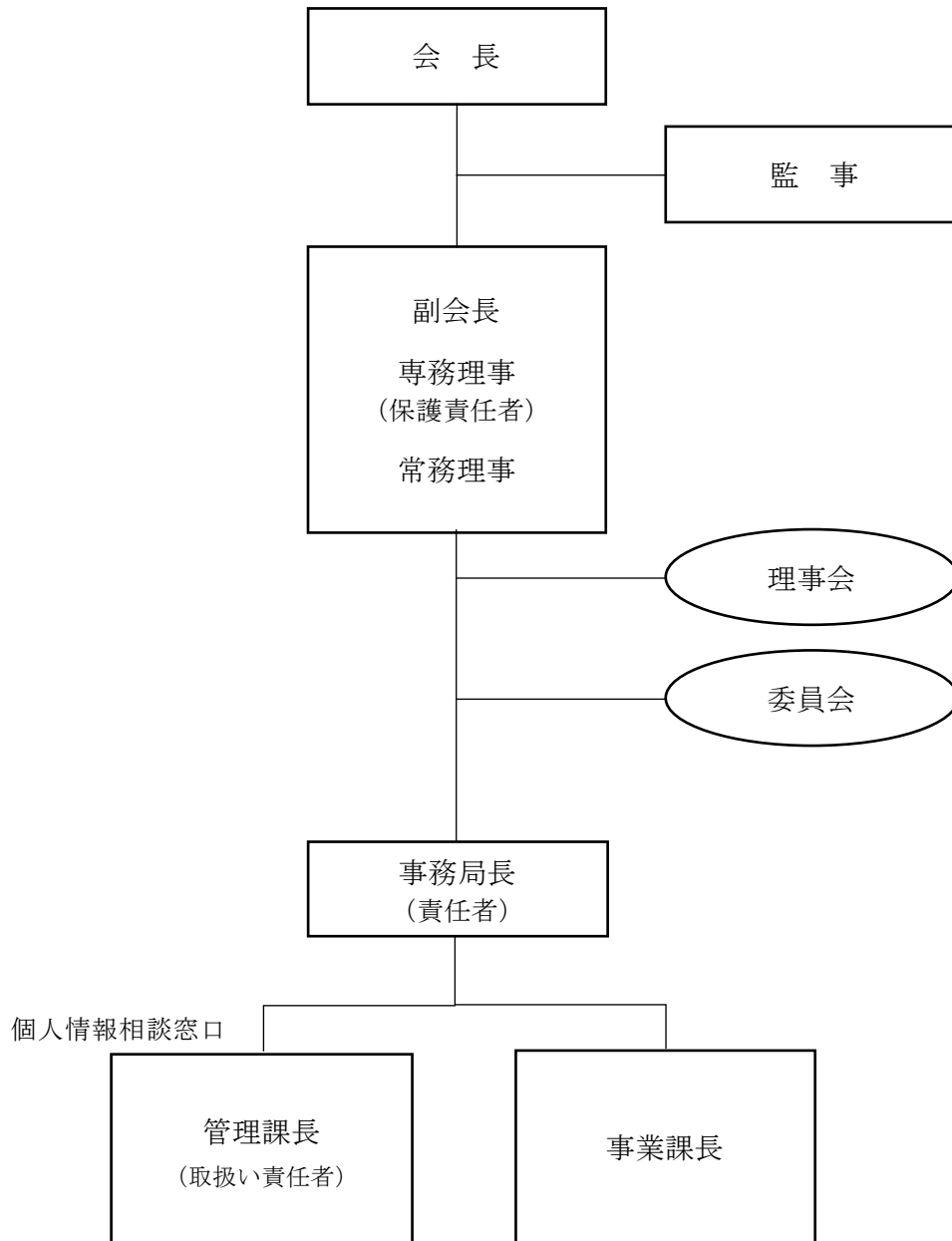
第8章 規則の見直し

(個人情報保護に関する定めの見直し)

第22条 本会は、県民、会員及び役員等の個人情報に関する意識の把握に努め、必要に応じ、適宜本規則その他個人情報保護に関する定めの見直しを理事会の議決を経て行う。

附 則 この規則は、平成31年1月1日から施行する。

別表1 〈個人情報管理体制〉



別表 2

1. 保有する個人情報

- (1) 入会申込書、変更届、退会届に関する情報
- (2) 会費徴収に関する情報
- (3) 報酬等の支払いに関する情報
- (4) 会報等刊行物及び通知等の送付に関する情報
- (5) 研修会等の企画運営に関する情報
- (6) 各委員会活動に関する情報
- (7) 認定薬剤師制度に関する情報
- (8) 学校薬剤師活動に関する情報
- (9) 薬剤師賠償責任保険等の保険契約に関する情報
- (10) 調剤事項等の処理に関する情報
- (11) ホームページの管理に関する情報
- (12) 日本薬剤師会国民年金基金に関する情報
- (13) 日本薬剤師会薬局ローンに関する情報
- (14) 日本薬剤師会及び地域・職域薬剤師会等との連携に関する情報
- (15) 叙勲褒章及び各種表彰等に関する情報
- (16) 職員の人事及び労務等に関する情報
- (17) その他本会の定款に掲げる事業に必要な情報

2. 利用の目的と範囲

- (1) 会員の入退会異動に関わる業務
- (2) 会費徴収に関わる業務
- (3) 報酬等の支払いに関わる業務
- (4) 会報等刊行物及び通知等の送付に関わる業務
- (5) 研修会等の企画運営に関わる業務
- (6) 各委員会活動に関わる業務
- (7) 認定薬剤師制度に関する業務
- (8) 学校薬剤師活動に関わる業務
- (9) 薬剤師賠償責任保険等の保険契約に関わる業務
- (10) 調剤事故等の処理に関わる業務
- (11) ホームページの管理に関わる業務
- (12) 日本薬剤師会国民年金基金に関わる業務
- (13) 日本薬剤師会薬局ローンに関わる業務
- (14) 日本薬剤師会及び地域・職域薬剤師会等との連携に関わる業務
- (15) 叙勲褒章及び各種表彰等に関わる業務
- (16) 職員の人事及び労務等に関わる業務
- (17) 公的機関からの正式な照会等に関わる業務
- (18) その他本会の定款に掲げる事業に必要な業務